

ふるさと納税制度を活用した 兵庫県立大学のための寄附のお願い

- 平成 26 年度に創立 10 周年・創基 85 周年をむかえる兵庫県立大学では、この周年記念を機にご寄附を募り、この寄附金を原資として、「兵庫県立大学学生飛躍基金～創立 10 周年・創基 85 周年～」を設置し、この基金を活用して、学業成績やスポーツ、地域貢献活動等において先頭に立って、兵庫県立大学を牽引していく学生や学生団体を育成することとしております。
- このたび、兵庫県においても、平成 26 年 4 月からふるさと納税制度を活用した寄附を募り、「兵庫県立大学」への一層の支援を行うこととしました。
- 卒業生や保護者、大学関係者をはじめとする兵庫県立大学にゆかりのある方、兵庫県立大学を応援したいと思っておられる方、ぜひご寄附をお願いいたします。

ふるさと納税制度の概要

- 個人から地方公共団体(都道府県や市町村)に寄附した場合は、寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の限度額までは所得税及び個人住民税が全額軽減されます。
- この制度は、兵庫県民の方はもちろん県外にお住まいの方も同様に、兵庫県に寄附をしていただけます。

お申し込み及び寄附の方法

- 裏面の「ふるさと納税寄附申込書」に記入していただき、下記までファックス又は同封の封筒により郵送でお送りください。
- 「寄附申込書」が届き次第、兵庫県から「納入通知書」をお送りします。
- 「納入通知書」により、兵庫県が指定する金融機関の窓口からご入金してください。(※手数料は無料です。)
- 寄附金のお振込みを確認後、「寄附受納書」をお送りいたします。税の軽減を受けるためには、住所地の税務署での確定申告が必要です。「寄附受納書」は、確定申告のため、大切に保管してください。

お問い合わせ・お申込み先

兵庫県企画県民部大学課

住 所：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 (2 号館 3 階)

電 話：078-362-3103 FAX：078-362-3963

E-mail：Kikaku_daigaku@pref.hyogo.lg.jp

ふるさと納税寄附申込書

下記の金額を 兵庫県立大学(学生飛躍基金～創立10周年・創基85周年記念～)を支援するため寄附いたします。

金 円

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 あて

(住民票の住所地)

住所・所在地 〒

※納入通知書の送付先が異なる場合は、以下にご記入ください。

送付先 〒

氏名(フリガナ) ()

連絡先(TEL) (FAX)

(E-mail) @

1 ご通知いただきたい事項

(1) 兵庫県立大学ホームページ等でのご芳名の公表について

(ご記入がない場合は公表させていただきます。公表を希望されない場合は選択肢を■にしてください。)

ア. ご芳名の公表(ホームページ等)

☐ 希望しない

イ. 記念プレートの掲示(10万円以上の寄附者様のみ)

☐ 希望しない

(2) 兵庫県立大学との関係をお聞かせください。(該当の選択肢を■にしてください、必要事項をご記入ください。)

	大学・大学院名・学部・研究科名	卒業年・入学年 等
☐ 卒業生		S・H () 年 卒・修・退
☐ 在学生		H () 年入学
☐ 保護者		☐ S・H () 年 卒・修・退 ☐ H () 年入学
☐ 教職員	所属 []	☐ 在職 ☐ 退職
☐ 上記以外の方	本学との関係をご記入ください []	

2 その他兵庫県立大学へのご連絡事項がございましたら、自由にご記入ください。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報につきましては、寄附金の
收受業務及び寄附募集に関する業務以外には使用いたしません。

【お問合せ先】

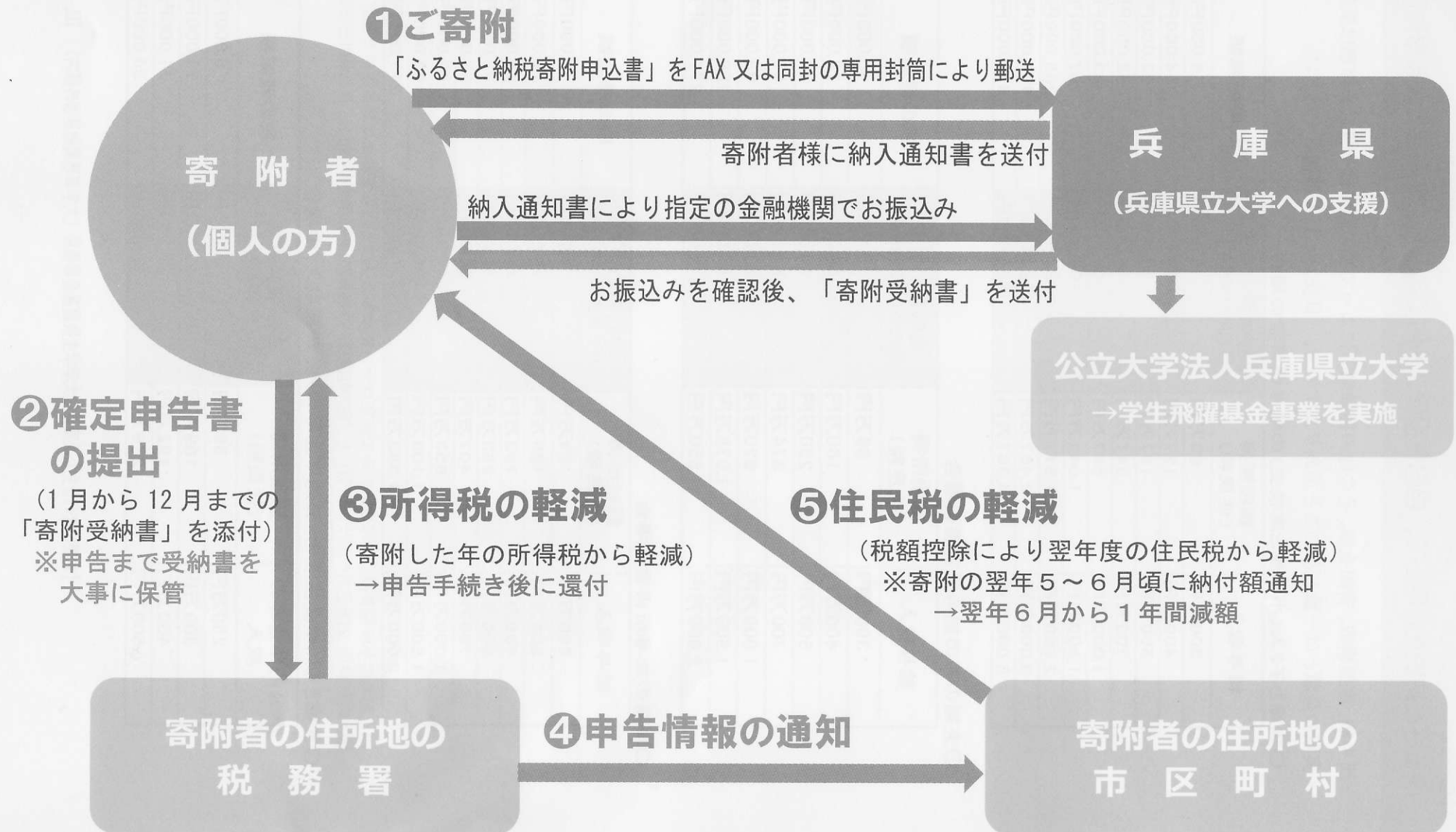
兵庫県企画県民部大学課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-3103 FAX: 078-362-3963

E-mail: Kikaku_daigaku@pref.hyogo.lg.jp

【参考】ふるさと納税及び税の軽減に関する流れ（フロー）



【参考】

ふるさと納税を利用して、自己負担額2千円で兵庫県に寄附を行える寄附額の目安額

- ・所得額、家族構成、寄附金額、その他の控除額等によって税の軽減額や自己負担額は変動します。
- ・実際の金額とは一致しないことがありますので、「目安」として御利用ください。

○夫婦と子2人(小学生と高校生)の給与所得者の場合

給与収入	課税所得 (住民税)	寄附額の目安 (自己負担額は2千円)	税の軽減額
300万円	63万円	8,000円	6,000円
400万円	127万円	16,000円	14,000円
500万円	197万円	24,000円	22,000円
700万円	341万円	44,000円	42,000円
1,000万円	587万円	85,000円	83,000円
1,500万円	1,042万円	184,000円	182,000円
2,000万円	1,517万円	267,000円	265,000円
3,000万円	2,467万円	494,000円	492,000円
5,000万円	4,367万円	874,000円	872,000円

○夫婦のみの給与所得者の場合

給与収入	課税所得 (住民税)	寄附額の目安 (自己負担額は2千円)	税の軽減額
300万円	96万円	12,000円	10,000円
400万円	160万円	20,000円	18,000円
500万円	230万円	30,000円	28,000円
700万円	374万円	55,000円	53,000円
1,000万円	620万円	90,000円	88,000円
1,500万円	1,075万円	190,000円	188,000円
2,000万円	1,550万円	273,000円	271,000円

○単身の給与所得者の場合

給与収入	課税所得 (住民税)	寄附額の目安 (自己負担額は2千円)	税の軽減額
200万円	69万円	9,000円	7,000円
300万円	129万円	16,000円	14,000円
400万円	193万円	24,000円	22,000円
500万円	263万円	34,000円	32,000円
700万円	407万円	59,000円	57,000円
1,000万円	653万円	94,000円	92,000円
1,500万円	1,108万円	195,000円	193,000円
2,000万円	1,583万円	279,000円	277,000円

※上記の給与所得者は、給与収入のみで住宅ローン控除等を受けておらず、妻は専業主婦と仮定。

※「寄附額の目安(自己負担額は2千円)」と「税の軽減額」の差額2千円は制度の性格上、自己負担となる額です。

○夫婦ともに年金生活者(公的年金等のみ、70歳以上)の場合

公的年金等の 収入	課税所得 (住民税)	寄附額の目安 (自己負担額は2千円)	税の軽減額
250万円	59万円	8,000円	6,000円
300万円	109万円	13,000円	11,000円
400万円	192万円	23,000円	21,000円
500万円	276万円	36,000円	34,000円